

子育て情報

身につけたい習慣

圏地域子育て支援センター治田東

☎ 554-6115 FAX 554-6116

子どもが健全に成長するために身につけたい習慣には、「基本的な生活習慣」と「社会的な生活習慣」があります。「基本的な生活習慣」とは、「食事」「睡眠」「排泄」「清潔」「衣服の着脱」を指します。また、「挨拶をする」「約束を守る」「人に迷惑をかけるしない」などのマナーや社会でのルールは、「社会的な生活習慣」として身につけたいことです。発達や成長に合わせて毎日コツコツと繰り返すことで、習慣となって身につけていきます。

基本的な生活習慣を身につけたいときは、①やってみせる②子どもと一緒にやってみる③自分でやろうとしている姿を見守る。このスムーズなステップで関わるのが大切です。その時にタイミングよく励ましたり、自分でできるように少しだけ手伝っ

たり、できたことをほめるなどの声かけや関わりが必要で、子どもは自分でできた喜びや達成感を味わうことで、自信につながり、またやってみようとしています。そこで効果的なのが写真やマーク、イラストなどの視覚に訴えかけるような環境設定です。言葉だけの指示よりもイメージしやすく理解につながります。

また社会的な生活習慣においては、子どもに「あいさつしましょう」と繰り返し言うよりも、大人が「こんにちは」など、出会った人と挨拶している様子を見せることで習慣づいていきます。身につけたい習慣は、子どもとの関わりを大切にひとつずつ動作や様子を丁寧に伝えながら、焦らず取り組んでいきましょう。



消費生活アドバイス

一方的に送り付けられた商品は支払い不要!!

<事例> 母親に何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり断っていた。最近は電話を取らなくなったが、昨日その業者からカニが送られてきた。どうすればよいか。(当事者 80歳代女性)

<アドバイス> 法律が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送り付けられた商品は、消費者は直ちに処分することができます。一方的に送り付けられた商品の代金を支払う必要はありません。仮に消費者が商品を開封や処分しても支払いはありません。事業者から代金の支払いを請求されても、応じないようにしましょう。贈答品の可能性もありますので、まずは家族などに心当たりがないか確認し、また、注文したことを忘れてはいないか思い返してみましょう。お金を支払っても取り戻せる場合がありますので、すぐに消費生活センターなどにご相談ください。

圏自治振興課 消費生活相談窓口 (相談無料)

9:15 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00

☎ 551-0115 FAX 551-0432 (平日)

滋賀県消費生活センター (相談無料)

9:15 ~ 16:00 ☎ 0749-23-0999 (平日・土曜)

よりよく生活するための 12か条(45)

ありがとうの気持ちを大切に 葉山幼稚園

葉山幼稚園では、調理員が毎日給食を作って保育室まで届けてくれます。「今日の給食おいしかったよ」「いつもありがとう」など子どもたちから話しかける姿がよくみられます。調理員も「本当?うれしいわ。こちらこそありがとう」と子どもの言葉を受け、言葉を返してくれます。こどもたちと調理員はあまり接する時間はないですが、会話をしたり手紙のやりとりをしたり、自然な関わりが生まれています。

園では、さまざまな関わりの中で「ありがとう」と言葉でしっかりと相手に伝えることを大切にしています。その日々の積み重ねが、子どもたちが自ら感謝の気持ちを伝える姿につながっていると思います。

今後もいろいろな人に親しみや感謝の気持ちを持ち、あたたかな関わりができる子どもを育てていきたいです。



圏幼児課 ☎ 551-0424 FAX 551-0149